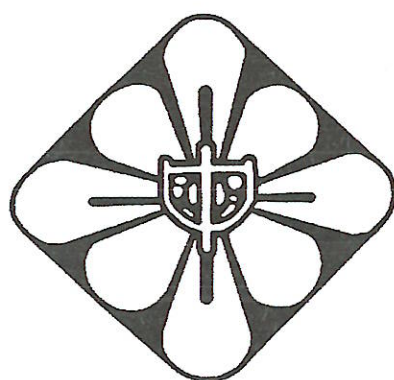


市川市立下貝塚中学校 P T A 会則



市川市立下貝塚中学校 P T A

市川市立下貝塚中学校 PTA 会則

第一章 名称および会員

第 1 条 本会は、市川市立下貝塚中学校 PTA と称し、事務局を同校に置く。

第 2 条 本会の会員は下貝塚中学校の生徒の保護者（父母または、これにかわる保護者）と、本校に勤務する教職員で、本会の目的・方針に賛同する者をもって構成し、会員は平等の権利と義務を有する。

第二章 目的

第 3 条 本会は、家庭と学校が地域社会と協力して、生徒の幸福な成長をはかり、併せて本校の教育活動に協力することを目的とする。

第三章 方針

第 4 条 本会は、教育を本旨とする民主的団体として、次の方針に沿って前条の目的を達成する。

1. 本会は学級・学年を基盤とした運営を行う。
2. 市川市 P T A 連絡協議会と連携し、教育の充実に努める。
3. 本会の目的に合致する他の団体機関と協力する事ができるが、いかなる干渉・圧迫・支配も受けない。
4. 特定の政党・宗教・思想に片寄ることなく、また、もっぱら営利を目的とする行為は行わない。
5. 本会または本会の役員の名で、公私の選挙の立候補をしたり、候補者を推薦したりしない。
6. 学校教育活動を支援するために意見を出し合うが、学校の人事やその他、管理には干渉しない。

第四章 活動

第 5 条 本会は第 3 条の目的を達成するため、次の活動を行う。

1. 教育懇談会・講演会・講習会の開催。
2. 学校教育環境の整備・充実をはかる。
3. 会員相互の研修・親睦をはかる。
4. 校外生活の指導と、保健衛生の向上及び体育の振興をはかる。
5. 会報の発行。
6. 市川市 P T A 連絡協議会の事業に協力する。
7. その他、本会の目的に必要と認められる活動。

第五章 役員

第 6 条 本会の役員は次の通りとする。但し、総会にて承認された場合には、この限りではない。

名誉会長	1 名（校長）	書記	2 名
会長	1 名	会計	2 名
副会長	若干名（内 1 名は教頭）	会計監査	2 名

第 7 条 役員の任期は1年とし、総会時に改選する。再任は妨げない。

1. 任期途中で欠員が生じた時は、運営委員会の承認を得て補充する事ができ、その任期は前任者の残任期間とする。

第 8 条 役員の任務は、次の通りとする。

1. 名誉会長 本会と学校運営の調整を行い、すべての会に参加して意見を述べるができる。
2. 会長 本会を代表し、会務を総括する。
3. 副会長 会長を補佐し、会長が事故ある時は会務を代行する。
4. 書記 総会及び運営委員会の議事、並びに本会活動の重点を記録保存し、会の事務を処理する。
5. 会計 総会で決定した予算の執行調整をはかり、一切の経理処理かつ管理をし、総会にて決算報告をする。
6. 会計監査 会計事務を監査し、総会にて監査報告をする。

第 9 条 役員は、役員会を構成する。

第 10 条 役員会は、重要事項を審議し、必要な会務運営の意見の総合調整を運営委員会に提案する。

第 11 条 役員の選任は、次の通り行う。

1. 役員は、役員選考委員会において候補者を選出し、総会の承認を得て決定する。
2. 役員選考委員会については、細則で定める。

第六章 総会

第 12 条 総会は、全会員で構成され、本会の最高議決機関である。その議決は出席会員の過半数による。

第 13 条 総会は、年度終了後速やかに開催する。総会は、開催三日前までに通知し、会員の2分の1以上の出席で成立する（委任状を含む）。但し、委任状による出席は認められるが議決権の行使は認められない。

第 14 条 総会は、会長がこれを招集し、議長は総会において選出される。

第 15 条 次の事項は、総会の決議を経なければならない。

1. 前年度活動報告・会計決算報告の件。
2. 当該年度の役員承認の件。
3. 当該年度の活動計画・予算の件。
4. 会則の改正・その他、重要事項の審議・決定の件。
5. その他、重要な会務。

第 16 条 臨時総会は会長が必要に応じて招集する。但し会員の5分の1以上の要求があった場合は開かななければならない。

第七章 運営委員会

第 17 条 運営委員会は本会の執行機関であり、本会の目的と方針に基づいて企画運営し、総会等に提出する議案と執行の調整を行う。

1. 会則第6条に定められた役員並びに各専門委員長及び副委員長1名（但し、総務委員会副委員長は2名）により構成される。

第18条 運営委員会は、年7回開催する。但し、必要に応じて会長が臨時に招集することができる。構成員の2分の1以上の出席により成立し、その議決は出席委員の過半数による。決議事項については、全会員へ報告する。

第八章 専門委員会

第19条 専門委員会は、本会の活動に必要な事業を円滑に推進させるために委員長が随時招集し、分担、調査研究・立案し事業を推進する。

第20条 専門委員会は、会則第二章～第四章をよく理解し実践する。その活動内容は、次の通りとする。

1. 総務委員会

- ◇学年の活動計画に関する事項。
- ◇学年・学級相互の連絡調整に関する事項。
- ◇学年・学級PTAの向上に関する事項。
- ◇学級会計等の徴収に関する事項。

2. 広報委員会

- ◇会報の編集・発行に関する事項。
- ◇その他、広報活動に関する事項。

3. 地区委員会

- ◇学校環境の整備・充実に関する事項。
- ◇地域に於ける安全活動及び情報交換に関する事項。

第21条 各専門委員は、年度初めに各学級から選出し、互選により委員長・副委員長が選任される。

1. 総務委員会については、次のように定める。

- (1) 総務委員は、各学級から2名ずつ選出する。但し、この他に補助として1名の委員を選出することができる。
- (2) 総務委員各学年代表は、学年総務委員により互選する。
- (3) 総務委員長・副委員長は、総務委員学年代表の互選による。

2. その他の専門委員会（広報・地区）については、次のように定める。

- (1) 学級から各専門委員として1名ずつ選出する。
- (2) 委員会ごとに正副委員長を互選する。

第九章 学級会

第22条 学級会は、学級を単位とした集会で、学級の会員と学級担任とで構成される。本会の運営を円滑にするために、学級担任と協議の上、会員が協力して活動する。

第十章 学年委員会

第23条 学年委員会は、その学年の総務委員並びに学年の教員により構成され、本会の学年活動を運営する。

第24条 学年委員会代表は、総務委員学年代表がこれにあたる。

第25条 学年委員会代表は、必要に応じて学年委員会を招集し、その議事を運営委員会に報告する。

第十一章 会計

第26条 本会の経費は、会費・事業収入、その他を以てこれにあてる。

第27条 会費は、1世帯につき月額300円とする。

1. 大規模災害等による活動休止、縮小が見込まれる場合は総会の議決により会費の減額を行うことができる。

第28条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第十二章 特別委員会

第29条 特別委員会は、全会全体の円滑な運営を遂行するため会長の要請により運営委員会の承認をもって置くことができる。

1. 特別委員会の委員長は、運営委員会に出席することができる。

第十三章 付則

第30条 運営委員会は、本会則に反しない範囲で細則を制定または改廃することができる。

第31条 専門委員長に事故ある時は、副委員長がその職務を代行する。

第32条 本会則は、昭和54年9月7日から施行する。

(改定) 本会則は、昭和58年4月28日から施行する。

(改定) 本会則は、平成元年5月13日から施行する。

(改定) 本会則は、平成7年4月28日から施行する。

(改定) 本会則は、平成23年4月1日から施行する。

(改定) 本会則は、平成26年2月7日から施行する。

(改定) 本会則は、平成30年4月27日から施行する。

(改定) 本会則は、平成31年4月26日から施行する。

(改定) 本会則は、令和3年4月23日から施行する。

細 則

1. 役員選考委員会に関する細則

第1条 役員選考委員会は、会則第五章 第11条の遂行を円滑にするために設けるものである。

第2条 委嘱及び任期と解任

1. 本委員会はPTA運営委員会の委嘱を受け発足する。任期は発足より新役員決定までのすべての任務を完了した時点で解任する。
2. 自薦他薦に関わらず、候補者となった場合は解任する。新たに総務委員会より役員選考委員を選出することができる。

第3条 構成および任務

1. 本委員は総務委員会より各学年2名・役員若干名・教職員代表1名をもって構成し、委員長・副委員長・書記の各1名を選出する。
2. 本委員会は役員候補者を推薦することができる。
3. 本委員会の任務は、候補者の調整を行い、推薦された候補者の同意を得て役員候補者を決定する。
4. 役員候補者の推薦、立候補を含めて定員を超えた場合は、役員選考委員会において調整し、役員候補者を決定する。

第4条 役職の決定及び承認について

1. 本委員会は役員選考委員会を開催し、役員候補者の役職の決定は、候補者相互の話し合いにおいて調整し、役員選考委員会の案として総会に提出する。
2. 役員候補者の役職の決定は、候補者の同意を得て紙面をもって全会員に公示する。

第5条 予算

本委員会の経費は会議費より支出する。

第6条 細則の改正

本細則に基づき役員選考委員会を運営し、その結果、改正点が指摘された場合は、運営委員会で検討し改正することができる。

付 則 この細則は、昭和54年9月7日から実施する。

(改定) この細則は、平成元年5月13日から実施する。

(改定) この細則は、平成4年3月21日から実施する。

(改定) この細則は、平成17年2月15日から実施する。

(改定) この細則は、平成22年4月1日から実施する。

(改定) この細則は、平成26年2月7日から実施する。

2. 表彰に関する細則

第1条 会則第30条により表彰について定める。

第2条 この細則は、本来本校PTAが行うべきPTA諸活動において本会並びに本校の発展のために、功績のあった個人（教職員を除く）及び団体の表彰をすることを目的とする。

第3条 表彰は、表彰状又は感謝状を贈呈して行う。この場合に記念品をあわせて贈ることができる。

第4条 表彰は、会員の推薦を運営委員会が受けて決定する。

第5条 表彰は、毎年総会で行う。但し、必要に応じて臨時に行い、総会で報告する。

第6条 PTA保護者会員以外の個人又は団体が、本校教育並びに本PTAに対し協力し、特に功績が顕著であったときは表彰状又は感謝状の贈呈を行うことができる。この場合、本細則の第3～5条の規定を準用する。

第7条 この細則は、運営委員会において出席者の3分の2以上の同意によって改廃することができる。

付 則 この細則は、昭和54年9月7日から実施する。

（改定） この細則は、平成元年5月13日から実施する。

（改定） この細則は、平成26年2月7日から実施する。

3. 慶弔に関する細則

第1条 会則第30条により本会活動の一環として、慶弔規程について定める。慶弔については、質素を旨とする。

第2条 会員及び団体に対する慶弔金は、次の通りとする。

1. 見舞金（5,000円）

保護者の申し出により、生徒が重病のため1ヶ月以上の療養を要する時、または7日間を超える入院をした時。

2. 慶事金（50,000円以内）

部活動については関東大会以上への出場、その他、必要と認めた場合とする。

3. 弔慰金（10,000円）

会員および生徒死亡の場合は、死を悼み慎んで弔慰する。

第3条 慶弔金等については、学級・学年での個人負担はないものとする。

第4条 その他、必要と認めた場合には、役員会で協議の上、慶弔及び見舞いを行うことができる。

付 則 この細則は、昭和54年9月7日から実施する。

（改定） この細則は、平成元年5月13日から実施する。

この細則は、平成26年2月7日から実施する。